

第39回 地方分権改革有識者会議  
第104回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

---

開催日時：令和元年11月12日（火）16：00～17：54

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、小早川光郎議員、坂口博文議員、平井伸治議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、小早川光郎構成員（小早川光郎構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕北村誠吾内閣府特命担当大臣、大塚拓内閣府副大臣、山崎重孝内閣府事務次官、田和宏内閣府審議官、宮地俊明内閣府地方分権改革推進室次長、菅原希内閣府地方分権改革推進室次長、須藤明裕内閣府地方分権改革推進室参事官

議題

- （1）令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（案）等について
  - （2）地方分権改革の今後の方向性について
- 

1 冒頭、北村内閣府特命担当大臣から以下の趣旨の挨拶があった。

（北村内閣府特命担当大臣） 各議員、また構成員の皆様方におかれましては、提案募集方式に基づく地方からの提案の実現に向けて御尽力をいただき、心から感謝申し上げます。

特に提案募集検討専門部会の構成員の皆様方には、前回、9月2日の合同会議以降も関係府省からの2度目のヒアリングを行っていただき、熱心な検討をいただいたところであり、心より敬意を表する次第である。この結果、地方からの提案のうち、昨年と同程度の約9割について実現するなど、対応できる見込みとなった。実現した具体の提案を見ると、地方の喫緊の課題となっている子育て、医療などの重要施策について、地方の取組を加速化する提案が多かったこと、そして、地域の実情にそぐわない全国一律の基準等の見直しについて、地域の具体的事例に基づく提案をいただき、施策の前進が図られることなどが挙げられている。

本日、皆様方の御議論を踏まえ、年末の地方分権改革推進本部及び閣議において対応方針を決定したい。

また、新たに就任された徳島県那賀町長の坂口議員におかれましては、町村の立場から積極的な御意見を賜りたい。

どうぞ、本日もよろしくお願い申し上げます。

2 次に、提案募集検討専門部会における検討状況等について高橋専門部会長から、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（案）について菅原次長からそれぞれ説明があり、その後、意見交換が行われた。

(高橋専門部会長) 8月上旬の関係府省からの第1次ヒアリングでは、5日間にわたり、43項目についてヒアリングを行った。この段階では対応が困難とされている回答がある程度見られたが、ヒアリングと議論を経て、論点を明確にし、相互の検討を加速させた。

8月29日には全国知事会、全国市長会及び全国町村会からのヒアリングを実施した。本年の提案に関する地方における支障事例や実現に向けた積極的な検討を求める御意見が示されたところである。

前回、9月2日の有識者会議後、10月に行った関係府省の第2次ヒアリングでは、5日間にわたり34項目についてヒアリングを行った。第1次ヒアリングよりもより深掘りした形で議論を行い、本日の対応方針の取りまとめに向けて、提案に対する各省の対応について確認をしたところである。

これらの部会に向けた論点整理を含め、合計で約55時間という検討を行ったところであり、子育て、医療、福祉をはじめとして、多くの重要な課題について真剣かつ各省との間で有意義な議論を行うことができた。

その結果、本年の提案募集の取組においても、多くの提案について関係府省から前向きな対応を引き出すことができ、かなりの積極的な対応を引き出すことができた。地方の現場で困っている支障について解決が図れる見込みと考えている。

政府におかれては、現在、なお調整中の案件もあり、年内の閣議付議へ向け最終的な詰めをよろしく願いたい。

(菅原次長) 資料2-1が「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(案)【概要】」、資料2-2に対応方針(案)の本体を付けている。対応方針(案)については、本日御意見をいただき、了承されれば、12月下旬に、地方分権改革推進本部、それから閣議で決定したい。資料3に令和元年の提案の成果を、資料4に昨年度までの対応方針のフォローアップの状況を整理している。

(坂口議員) 初めに、平成26年に提案した、町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止のフォローアップ事項について申し上げる。これは、町村が都市計画を決定又は変更を行う際には都道府県知事の同意が必要とされている一方、市の場合には同意が不要となっており、町村における都道府県知事同意の廃止を求めるものである。既に5年が経過したが、皆様の御尽力により提案の実現に向かったことに対し、大変感謝申し上げます。

次に、森林法に基づく、行政機関による森林所有者等に関する情報の利用に係る規制については、新たな森林管理システムが動き出し、それぞれの林野を持つ町村によっていろいろな課題も出てきており、そういった中で森林所有者の情報を活用する点について課題があったが、今回前向きに受けとめていただくことができたということにも感謝申し上げます。

最後に、コミュニティバス等の関係で、地方3団体が平成30年に共同提案をした案件

について、これらの事業については、やはり地方運輸局長の許可の廃止について、より前向きに御検討をいただきたいということをお願い申し上げます。

(市川議員) 専門部会の皆様には丁寧な議論をしていただき、確実に一つの方向性というか、地方分権の方向性が出てきていると思っている。しかし、内容を見ると、結論を出すのにやや時間がかかっているものもまだある。各省庁においても、もう少し積極的に時間の短縮に向けての議論を進めていただきたい。

(高橋専門部会長) 今年度は、子ども・子育てや福祉、さらには地域公共交通といった、社会のいろいろな変化に現行の仕組みが合っていないというところに焦点が当たった提案が多く、それに前向きに各省庁も取り組んでいただいて、事務局も御協力いただいて、成果が上がったのではないかと思う。

それから、町村の都市計画の同意の廃止について。この提案募集は6年目に入っているが、その中で粘り強く一つのテーマについて諦めずにやってきたというところの成果だったと思う。そういう意味で5年間、6年間の成果が積み上がってきたということを実感している。

(神野座長) 他に発言がなければ、対応方針について、まだ調整が必要なものがあるため、この点について、私に一任いただくことを前提として、今回の対応方針(案)については、有識者会議として御了承いただいたということにさせていただいてよろしいか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) 有識者会議として、対応方針(案)については御了承いただいたということにさせていただき、政府の対応方針の決定に向けて、各省庁との最終調整に向けて御努力していただければということをお願いする。

3 次に、地方分権改革の今後の方向性について宮地次長から説明があり、その後、意見交換が行われた。

(宮地次長) 資料5に基づき地方分権改革の今後の方向性について御説明をさせていただきたい。

この資料5は検討資料ということで提示させていただいており、本年2月の有識者会議において、これまで5年間の提案募集方式の成果等を整理した上で、今後の方向性について御議論をいただいたところである。その際にも、地方分権改革全体を俯瞰するような様々な御意見も議員の先生方からいただき、引き続き、検討を進めていくこととさ

れているところ。これを受け、今回、検討資料を提示させていただいたところである。

あくまでもこれは議論のたたき台として骨格をお示しさせていただいたということであり、本日いろいろと御意見を頂戴できればと思っている。

今後の地方分権改革を進めるに当たっての視点などを取りまとめた上で、今後の取組に反映させていければと思っており、例えば、令和2年以降の提案募集におけるテーマ設定等、今後の取組に反映すべく、本日、そして次に予定されている2月の有識者会議で一定の取りまとめができればと事務局としては考えている。

(神野座長) 提案募集方式を軸とする地方分権改革を進めてから5年の歳月がたったところで、今年の2月にも委員の皆様方から、この5年間を省察する御議論を頂戴したところである。事務局のほうでそのときの議論をまとめながら、更にそれを補強、補完させていただいた上で、今日の検討資料をつくっていただいた。今、御説明したような方向をたたき台として提示していただいております、委員の皆様方から御発言を頂戴したい。

(平井議員) 今、地方分権改革5年間の総括があった。この提案募集方式になって、これまで皆様のほうでいろいろとアピールもしていただき、市町村も件数が徐々に出てくるようになり、また、現実にも、県立等のハローワーク、あるいは農地の改革、さらには放課後児童クラブの「従うべき基準」の緩和など、大きな弾も出てきていることを今、振り返らせていただき、この分権改革の会議が果たしてきた役割の大きさを改めて認識させていただいた。地方団体としても感謝を申し上げる。

昨日は全国知事会の年に一度の官邸の会議であり、総理に、全世代型の社会保障改革を進めるには、やはり国と地方が車の両輪でやっていかないとうまくいかない。その際、自縄自縛的な「従うべき基準」というのが福祉の分野、医療等も含めて社会保障に係るところでは多く、それを見直すような改革を是非、分権の立場でもやっていただきたいということを申し上げたら、総理は非常に明快地、「従うべき基準」については、支障があるものは必要な見直しをやっていこうというようなことをおっしゃられた。

今の内閣がイの一番に掲げている全世代型の社会保障改革にも、この地方分権改革、「従うべき基準」の見直しが役に立つというような御認識をいただいたわけであり、今回これを取り上げて、規制緩和等を一層進めようというのには大賛成である。

以前からこの議員の皆様からもお話があるが、ジャンルによってはある程度包括的に、関連するものは見直していくようなことがあると、本当は我々もありがたい。今のやり方は提案募集方式で、出てきた 이슈に対する判断をするという形である。我々は行政体であるので、本来は立法行為にかかわるようなルールづくりもできるはずある。したがって、このルール全体として関連のところも含めて見直そうというようなことの勧告などができないのかというのはかねてより感じているところであり、いきなりは難しいということになるかもしれないが、行政としての審議会の役割ということもあると思

うので、御一考いただいてもいいのかなと思う。

また、5点のネットワーク化、標準化、新技術への対応等があった。例えばネットワーク化でいえば、鳥取県では雪が降るので国道、市町村道、あるいは県道、こういうものを全部まとめて雪かきをするというような、分かりやすいネットワーク化を図っており、今問題になっているような医療機関でも、公立病院、公的病院、あるいは民間病院も含めて、医療連携ということを考えていく。それによって人材不足を補って高度な医療に対応し、地域の医療を持続可能な形で守ることもできるのではないかなと思う。そんな意味で、このネットワーク化というのは一つの大きなこれからのテーマになるのかなと思う。

私ども、鳥取県自体も実践例を重ねてきているが、その中で非常に感じるのが、地方分権改革の有識者会議の中で生まれてきた自治体版ハローワークという、新しい仕組みがある。これがまさに国と地方の連携になってきているわけであり、現場では国も県も市町村もつながって、一緒になって仕事をするという共同の分野が今、生まれ始めているし、それが効果を上げて、出口ベースでの企業や働く方に好評であるということはあると思う。そういう意味で、資料には地方公共団体同士のメルクマールのみが書かれているが、国やプライベートセクター、そうした多様な主体がかかわり合うのが地域の姿だと思うので、その辺まで少し拡大して考えることも可能かなと思う。

標準化も非常に役に立つところだと思う。例えば、今、学校の先生が忙し過ぎるという問題があり、出席簿の管理やお金の使い道といった庶務の仕事について、学校ごとにばらばらであったものを、鳥取県では全部標準化し、それをICTを活用したシステムの中でやるように変えたところである。これによって、仕事が効率的に進み、異動した先でも同じ仕事のやり方をするので、非常に合理的な異動ができるということもある。

このような意味で、標準化というのはいろいろと役に立つかなと思うし、そういう実践例を横展開していくのも分権改革といえばそういうことかなと思う。

今、申し上げたことに関連するのは、ICTやAI等であり、自治体でも相談窓口でこういうAI等を活用して、簡単な相談ができるようなことを導入し始めている。ストックについても施設の見直しを進めているところであり、住民参加、これもそれぞれの事情に応じたことをされている。鳥取県では、全国で唯一、都道府県でやっているところであるが、常設型の住民投票制度を持っており、条例によってそういうことを創設した。住民の皆様にご満足していただくためには、住民の皆様にご情報開示をし、行政過程に参画をしていただき、田舎ではむしろ自分も担い手になってサービスの執行を共同作業でやっていく。そのぐらいの住民参加が今風になってきているのではないかなと思う。

そんな意味で、この視点、それぞれについて賛成をさせていただきたいと思う。

これ以外で、今、有識者の方にも加わっていただきながら、全国知事会としては新しい分権のテーマについて議論を始めようということを考えている。「従うべき基準」などで非常に細かい立法規則が入ってきているが、現場にふさわしいルールをつくろう

というときに、条例の上書き権と私たちの世界では言うが、そのようなことを本当に認められないのだろうか。あるいはそれを直接できないにしても、こうした「従うべき基準」というものを抜本的に改革していく。そのようなことも考えてみてはどうだろうか。また、行政主体間の連携であるとか住民参画のような視点、そうした地方分権の基本的なテーマについて、改めて知事会でも議論をスタートさせたいと思っている。

私ども、現場でもそういうことをさせていただくが、行財政、税財政のシステム等も含めて、そういう大きなテーマについても、この会議でも取り上げていただく機会もあればありがたいと思う。

(小早川議員) 挙げられた視点は、私ももっともなことが並んでいると思う。ただ、その場合に、視点を整理し、テーマ設定をしていく、そのプロセスでまさに地方の参画がきちんとされなければいけない。

この提案募集方式自体が、これまでの地方分権が国主導でやってきたのを、地方の発意によって、現場からの問題提起によって進めていく、そういう転換をするのだということだったと思う。その転換はこれからも堅持していくべきだろう。私たちがこの会議でテーマ設定をして、こういう方向の提案を是非お願いしたいということ、提案する側と無関係に誘導するような、そういう格好になるのはまずいだろうと思う。

そこはその段階からいわば各自治体の側が積極的にこれからの地方分権改革の方向性、何が必要なのだということ、これをここでの検討にもしっかりと反映していただく。具体的に言えば、全国知事会なり市長会なり町村会が個別自治体の声だけではなくて、日本の行政のあり方がどうあるべきなのかという観点から視点を絞り、必要なテーマ設定の案を出していただくということが必要なのではないか。

それから、先ほどから「従うべき基準」の問題というのが繰り返し出ているが、従うべき基準のままその内容を実態に合うように少しずつ変えていくということと、従うべき基準を参酌基準化するというのは次元が違うわけで、第2次委員会の勧告以来の考え方というのは、「従うべき基準」はできるだけ減らす、参酌基準化するという、それが大事なのだったということだったわけであり、それもやはり堅持したい。

ただ、翻って考えれば、そのように「従うべき基準」のままだが、内容を地方の声を聞きながらこういうふうに変えましたということも、もちろん意味があり、ある見方をすれば、そういう意味での基準の内容の変更が割合システムチックに各自治体の現場の声を直接反映するような形でできていくということ自体は、昔はなかったことではないかと思う。その意味で、提案募集方式がそういう働き方をしているというのは、それはそれで評価ができるのだろうと思う。

そうになっていけば、そのつくり方、それを変えていくプロセスに、やはり昔よりは地方がしっかりかかわっていける。そういうシステムになっているのだろうと思うので、それは私たちとしても改善されたところがあると考えている。

その上で、やはり参酌基準化のほうが望ましいが、自治体、地方公共団体、相互間でのネットワーク化、連携といったような仕組みをしっかりと整えて自治体のほうでの基準設定の信頼性を高めていくことが必要かと思う。

標準化についても、国のほうで必要だから標準化してくれという話ではなくて、自治体の現場でもってこういう形の標準化が望ましいということをもしろ全国的な議論を自治体の側から、個別ではなくてシステムチックに組み立てていくような方向へ、全国自治体のリーダーの方たちが動いていただけるとありがたいという感じがした。

(坂口議員) 町村の立場として、先ほど御説明があった趣旨からしても、地方分権改革を実のある改革とするためにも、やはり地方の創意工夫が可能となる制度改革をお願いしたい。国から自治体に対して全国一律に計画の策定とか、そういうものが非常に多いような感じを我々町村は持っている。やはり我々町村においてのいずれの対応も義務付け等により、特に職員数の少ない小規模町村での行政運営は創意工夫して、苦勞しているところである。そういった中で地域の実情を踏まえた裁量の確保に配慮をお願い申し上げたいと思うし、先ほどからもあるように、地方の提案が多く出ているというのも、その点が特に影響しているように思うので、何とぞ御配慮をお願いしたい。

(市川議員) この5年間の取りまとめと最後の検討資料の「視点」というのは非常によくわかる気がする。

分権改革を進めるのを提案募集から始められたことは、非常に大きな意義があると思う。神は現場に宿ると言うが、現場のいろいろな支障事例が大きな体系を動かしていくことにつながってくると思う。そういう意味では、地方分権を進めるということは、国とか省庁のあり方を見直すということでもあって、これらは同じテーブルで議論すべきものかなとも考えている。なぜなら、住民の目から見れば、国か都道府県か市町村かという主体は関係無い。どの主体であっても、住民サービスが的確に持続可能に行われることが重要であり、その主体は当然、時代に応じて変わっていてもいいと思う。

今回、5点ほどの視点を言われているが、広域連携などが進んで、それぞれの行政の機能補完ということが行われてくるとすれば、それにかかわる権限が今と同じ方式でいいのかどうか、多様な連携に合わせた権限移譲を考える必要もあるだろう。また、例えば事務処理についても、技術の進歩に伴ってボーダーとか組織を超えて管理できる仕組みが出てくるとなると、そういう事務処理の義務のあり方そのものも変わってくることになる。この場だけでなく、内閣府、総務省、あるいは関係府省みんながこの視点について議論をするということが大事かと思う。

その中で、全国一律で決められていることに関して、技術進歩も含めて捉えて、むしろ国側から、地方に裁量を与えるものは何か、従うべき基準から参酌基準にできるものはないかということを考えて、条件つきであってもいいと思うがそういう提案を国から

出していただいて、それを我々も含めて地方が検討する。これからはそのような双方向で議論を進めていかないといけないと感じている。

(高橋専門部会長) この6年間作業してきたことだが、1つは、当初の出発点をきちんと大事にするということは極めて重要だと思っている。今までの現場の気づきを大切に、地方の発意を酌み取って、自主的に出していただいた提案を大事にして、それをテーマにかかわりなく拾い上げて、しっかり実現する。そこは今までと同じように、手綱を緩めずにしっかりやるということ踏まえた上で、それにプラスして、今の社会変化の中で、今は気づいていないけれども、こういう視点から見ると現場でまた新しい視点が発掘できるのではないかと、という投げかけをすることは、極めて重要なのかなと思う。

提案を受けてみて、これだけ社会変化が激しく、東京と地方で全く行政課題が違うようになってきている中で、今までどおりの発想で国が制度をつくっているのではどうかという課題が見えてきたので、そういう形で視点を提起して、気づかないところを気づいていただくという投げかけをすることは極めて重要だと思う。

私は別のところで北村大臣と、それから大塚副大臣も担当されている規制改革においても作業させていただいている。そして、今出ている課題は、規制というか、行政スタイルを変える、現状に合わせたようにするという課題でほとんど共通していると思っている。そういう意味では、特区もそうであり、行政スタイルの改革という点でも、分権と視点が合うようなものは共通して作業する視点もあるかと。要するに、地方が社会変化の中でいろいろ改革しようとしているときに、国の従来の発想では合わないところをしっかりと提案を受け、それから行政スタイルの変化という点で改革できるようなものであれば一緒に取り組んでいくというような姿勢が重要かと思う。

卑近な例で言うと、経由事務なども先ほど出てきたが、これなどは今、大手の事務所がやっているリーガルテック。あれを申請システムの中に組み込むと、都道府県とかでチェックせず、チェックが終わったものを国の機関で受け取れば、それで形式審査は終わってしまうという話があると思う。そういう意味で抜本的に経由事務をなくす、自治体の負担を外すという点では、リーガルテックを大胆に国の申請手続に入れていただくということもあるだろうし、そういった意味では新しい実験を、徳島県や平井知事の鳥取県においても活用されていますが、ああいうものを国も学んで、しっかり同じようにやっていただくということも重要なのではないかなと、提案いただくという点でも重要だと思う。

もう一つ細かいことを申し上げると、標準化とともに、システム基盤の共通化という視点も重要だと私は思っており、システムを共通化すると、自治体で項目を選べる。つまり、自治体でこれを出してほしいといった項目があると、システムが共通化していれば別に、自治体なりの項目を自治体で選んでいただいて就労証明書に打ち出していた



くということもあり得る。そういう意味では標準化とともにシステム基盤の共通化という視点も重要かと。そこを全国统一で一つにするという標準化と、それから、自治体が共同で基盤を統一するという共通化と、2つを車の両輪でやっていただくというのが重要かと思う。

(市川議員) 今、高橋部会長がおっしゃったように、実は自治体間でも事務処理の仕方がばらばらなために、なかなか共通化が進まないということがある。合理化という意味では、基本的にどこでも住民に対してやることはほぼ決まっている。だから、全国的に、最低限の部分は、特に事務処理については、共通化を進めて合理化を図るべきだと考えるが、実際の自治体の知事の考えはいかがか。

(平井議員) 例えば地方税であるとか、もともと共通化するシステムづくりが進み、さらには今、eTAXと言われるシステム基盤の統一化を図ってくる、そんな分野も出てきた。

今、マイナンバーもよく言われるが、ここ5年、10年で大分可能性が変わってきたと思う。正直、細かい仕事に人を使うのが得策かどうかということもあり、電子申請なども認めていけば、先ほどボーダーレスのお話もあったが、今までとは全く違ったフリーなやり方もあるのだろうと思う。そういう意味で、そうした標準化等も今後いろいろな横展開であるとか、この領域はというような提案もあっていいかと思う。

あと、先ほど来、「従うべき基準」の話に割と関心がおありだが、我々地方公共団体から見ると、「従うべき基準」でどうして国がルールを決めなければいけないかという投げかけをしている。ただ、そうしたら、不都合ならとりあえず基準をちょっと変えますからというようなことで答えが返ってくる。これは直っているようでいて、実は我々が言いたいのは、現場に合わせたルールづくりをしたほうがよほどいいだろうと。地域ごとのルール、ローカルルールで、例えば細かい福祉の介護のやり方とか、保育関連の人の数であるとか、研修をどれほどやらなければいけないとか、そんなのは地域でそれぞれあってもいいと。ある程度緩やかな基準はあるにしても、細かいところに結構今、入り過ぎているというのが自治体の現場の印象であり、先ほど坂口町長もその趣旨をおっしゃったのだと思う。

本当であれば「従うべき基準」をある程度の領域でまとめて、昨日も総理と議論させていただいたが、全世代型社会保障というのを進めようと思うと、例えばどうやって保育の現場の総量を確保しようかといった、いろいろなテーマが出てくるが、それが妙なところで実は止まってしまっていると御理解いただいたほうがいいのだと思う。

そういう意味で、思い切って基準をナショナルではなくてローカルのほうに回していく。そういうことを本来であればこの会議では少し踏み込んでやっていかれたほうが実効性があるのではないかと思う。

また、経理事務を廃止するというので、多くは異存がないと思う。ただ、もしかす

ると経由させる意味が何かあるのかもしれない。もしそうであれば、国のほうはむしろ権限を県なり市町村のほうに移譲するというやり方もあるはずであり、その辺は物によって分類して考えていけばいいのではないかと思う。

(神野座長) 本日、たくさん有意義な御意見を頂戴したので、本日の議論を事務局のほうで整理していただいた上で、次回の地方分権改革有識者会議に御提示していただければと思うので、御準備方、よろしく願いしたい。

最後に、今回就任されて初めての会議の御臨席になる大塚副大臣より、お言葉を頂戴したい。

4 最後に大塚内閣府副大臣から挨拶があり、閉会した。概要は以下のとおり。

(大塚内閣府副大臣) 9月の内閣改造で内閣府副大臣に就任をし、本件を担当する、大塚拓である。令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(案)について御了承いただいたというふうに報告を受け、感謝申し上げる。

皆様に御尽力いただき、子育て、医療関係をはじめとする地方の現場で困っている支障、これを解決してほしいという切実な提案について、これまで数多く実現、対応することができてきた。一方、今の御議論を拝聴し、いろいろ私も気づかされるところもあり、やはり原点を忘れてはいけないなということはあるのだろうと思う。特に「従うべき基準」から参酌基準化ということについては、基本的な中央政府側の官僚の考え方を改めていかないといけない部分があるのではないかと感じる。基本的にどこの部分で共通のルールをつくり、どこから先を現場に移譲するのが最も効率的、最適な配分になるかという視点なく、ひたすら深掘りして考えてしまうという習性がどうもあるように従来から感じており、いろいろいただいた御提案の共通点として、これは中央側でしっかり受けとめ、各府省に周知をしていかなければいけないところだろうと感じている。

もう一つは、新しい視点というか、技術進歩、社会変化等によって、今まで地方分権というと、基本は中央から地方への権限委譲ということで議論してきたが、これも最適な役割分担という視点を持って議論をしていく必要がある、そういう時代になってきているのかなと思う。今の議論に出てきたシステム基盤の共通化というのは、規制改革のほうでも議論になっていることであり、かなり多くの委員の先生方が問題意識を持って議論をされている。

規制改革側からの議論としては、これは非常に非効率ということだが、地方分権改革の視点からすれば、現場でいかに不都合が生じているかと、こういった声をしっかり吸い上げていきながら、どこが最適な役割分担の配分点なのかということ、ほかの会議とも連動しながら見出していくことが必要なのではないかと思う。是非、先生方にもこれからも御議論をしっかりといただきたく思っており、こういった分野については、現場

においては問題点は発見できるかもしれないが、そこだけで解につながらないということもあるかもしれないので、こういったところも含め、先生方の御知見にいろいろ頼らせていただきながら、最適な中央・地方の関係というものを築いていけたらと思う。

本日の議論等も踏まえて、年内に対応方針について地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行うべく、関係府省とも調整を進めてまいりたい。

各議員、構成員におかれましては、引き続き、地方分権改革の推進に向けて御尽力いただきますようお願いを申し上げます。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)